

監査結果公表第24-12号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成25年2月27日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	永田善久
同	竹田孝史

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月20日付け八健地第302号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月21日付け八建都政第918号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成25年2月20日付け八水第1680号

平成21年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月12日付け八経産産第150号

平成22年度定期監査（教育委員会事務局学校教育部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月20日付け八教生教政第178号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 21 年度実施経済環境部定期監査の結果に対する措置の内容
経済環境部環境施設課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H24. 2. 21までの取り組み等の内容	
	措置状況	2. 措置予定	措置状況	2. 措置予定
2 し尿汲取手数料に係る事務について (2) 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則では、2ヵ月一括徴収と規定されているが、納付期限及び還付については規定されていないので規定内容の整備を図ること。 また、市役所窓口以外でのし尿汲取手数料の過誤納還付事務は、清協公社の資金による立て替えで対象者に還付し四半期毎に市に請求されているが、還付については八尾市財務規則に基づき、支出事務の委託による事務処理として清協公社へ還付資金を交付した上で還付事務を行うこと。	清協公社では、効率性及び高徴収率維持のために、口座振替とともに集金制度も併用し、市内を地区割りして、隔月に2ヵ月分一括徴収を行っております。 清協公社と協議・検討を行い、2ヶ月一括徴収に基づく納付期限及び還付についての規定内容の整備を、平成 25 年 4 月 1 日付規則改正にて行う予定です。	清協公社の徴収実態につきましては、効率性及び高徴収率維持のために、口座振替とともに集金制度も併用し、市内を地区割りして、隔月に2ヵ月分一括徴収を行っています。 引き続き、集金方法も含めて、現在清協公社と協議・検討中であります。協議が整い次第、関係規定を整備いたします。	措置状況	1. 措置済（平成 22 年 4 月 1 日）
	し尿汲取手数料の過誤納還付事務については、平成 22 年度より支出事務の委託による事務処理として、清協公社へ還付資金を資金前渡により交付した上で、清協公社において還付事務を行い、四半期ごとに精算を行うことで適切に事務処理を行っております。			